



Home Care Tsuchiya

ホームケア土屋

ホームケア土屋 安全規則

1：遅刻厳禁

遅刻・欠勤が発生した場合は、速やかに上長へ報告してください。
支援に穴をあけることはできません。替わりの人の手配が必要になります。

2：見守り5か条

見守りとは「クライアントの日常生活に生じ得る介護の不測の事態に対応するための態勢」を意味します。

①見守りはサービス内容のひとつです。必要時に直ちに対応できる態勢を維持してください。

② 支援中の居眠りは厳禁です。

見守り業務を怠ったために事故が発生した場合、責任が問われる可能性があります。

③ 支援現場には、支援記録用のノートを用意してください。

④ クライアントの様子を確認して、異常や異変がないことを記録に残すことも、
見守りをしていた証としてとても大切です。

「何時何分・どんな様子で・どのようなケアを行ったか」等、事実を具体的に記録してください。

⑤ **見守りも取るべき記録の一つです。見守り時間も必ず記録してください。**

3：礼儀と挨拶の徹底

相手に伝わってはじめて”挨拶”と言えます。明瞭で丁寧な挨拶を徹底してください。

4：安心安全なサービスの提供

支援内容を把握してください。決まった手順を省略することなく実施してください。

5：危険の予知と回避

常に周囲の状況を確認して、事前に危険を予測・回避する意識を持って行動してください。

6：エチケットとマナーの徹底

手洗いおよび手指消毒を徹底して、状況や環境に応じてマスクを着用してください。

7：医療的ケアの実施について

医療的ケアは”医行為”に該当します。

認定証が到着していないアテンダントは、医療的ケアを実施しないでください。

あしがき

第6期（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の「遅刻」に関する報告は、当委員会では報告された事案だけで約70件近い件数になっています。

また、重度訪問介護の現場における支援中の居眠りについては、これまで当委員会として「安全規則」および「見守り五か条」を掲げ、当社としても勉強会等を通じて再三にわたり啓発・周知・注意喚起を行ってきました。

然しながら、残念なことに、同期間中に「支援中の居眠り」に該当する事案が2件報告されています。

これらの「遅刻」や「支援中の居眠り」は クライアントの生命を脅かす行為であるだけでなく、当社の信用を失墜させるものです。 さらに、支援実績や報酬に影響を及ぼすことや、場合によっては不正請求を疑われかねない事態に発展する可能性もあります。

こうしたリスクについては、重度訪問介護事業を担う者として、十分に自覚しておかなければなりません。

また、記憶に新しいところでは、他法人において「介護職員が支援中に居眠りをし、ベッドからの転落により利用者に大けがを負わせたうえ、その事実を隠蔽しようとした」という痛ましい事故が発生しました。

このような事態は決して起こしてはならず、同時に、決して他人事ではないと認識させられる出来事だったのではないのでしょうか。

一方で、こうした事案を踏まえ、私たちは重度訪問介護事業の担い手として、自身を守るための「防御」も必要です。夜間の見守り支援中であっても居眠りは許されません。「定期的に記録を残す」ことにより、支援中に居眠りをしていなかったという客観的な証明ができます。

- 皆さんが所属、または管理している事業所では、
- ・ サービス提供内容を、適切に”記録”として残すための工夫がなされていますか。
 - ・ クライアントに異変がない場合であっても、1時間毎に記録を残していますか。

先に示した改訂版安全規則を改めて遵守し、「明日は我が身」とならぬよう、今一度襟を正して取り組んでいきましょう。